

# 柏崎市広告入り子育てガイドブック無償提供事業者等募集事業仕様書

## 1 業務内容

柏崎市広告入り子育てガイドブック製作に関して、本市が提供する行政情報の掲載と企画、編集及び印刷製本に関する業務並びに広告の募集、掲載及びデータ更新業務

## 2 規格等

- (1) 組版 A5判、4色フルカラー
- (2) 頁数 表紙：4ページ、本文：56ページ程度
- (3) 紙質 表紙：コート紙<86.5>A判、157g/m<sup>2</sup>相当、  
本文：上質紙<28.5>A判、52.3g/m<sup>2</sup>相当
- (4) 製本 無線綴じ

## 3 発行回数

全3回（各年1回発行、毎年更新）

## 4 発行部数

- (1) 令和8年度版：総発行部数 5,000部（広告掲載事業者等配布分を除く）
- (2) 令和9年度版及び令和10年度版：令和8年度版と同内容を原則とするが、柏崎市と事業者等が協議の上、最終決定するものとする。

## 5 掲載内容

- (1) 子育てに関する行政情報、各種相談窓口、その他子育てに必要な情報  
※令和8年度版は「令和7年度版かしわざき子育てガイドブック」をベースとして、最新の内容に更新する。
- (2) 企業等広告は、表紙に掲載できないものとし、かつ、本冊子の総紙面面積（表紙を含む。）に対する広告面積の割合は3分の1以内とする。また、以下の6及び7において定める内容を遵守すること。

## 6 広告主の制限

次に掲げる広告主の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業を含む業種並びにこれらに類似する業種を営む者
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む者
- (3) パチンコ、競輪、競馬その他賭博に関する者
- (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う者
- (5) 債権取立て、示談の引受け等を業とする者
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手續中の者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団構成員又はこれらに準ずる者
- (9) 各種法令に違反している者
- (10) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (11) 社会問題を起こしている者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告を掲載することが不適切と認める者

## 7 広告の掲載基準

掲載する広告は、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令、条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉棄損のおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、人材募集その他これらに類するもの
- (6) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (7) 誇大表示又は不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか広告として適当でないと市長が認めるもの

## 8 校正

各年3回程度

## 9 契約期間

契約締結日から令和11年（2029）年3月31日まで（地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。）

## 10 履行期限

令和8年度版は、令和8年（2026）年8月31日（月）までに納品すること。令和9年度版及び令和10年度版の納品期限は、柏崎市と事業者等が別途協議の上、決定する。

### 11 納品物

ガイドブックの完成品（紙冊子及び電子ブック版）及びPDFデータ

### 12 納品場所

柏崎市子育て支援課育成支援係（元気館（柏崎市栄町18番26号）内）

### 13 その他

- (1) 本業務により作成される成果物に関する著作権は、原則として事業者等に帰属するものとする。ただし、事業者等は、市に対し、当該成果物について、無償で、期間、回数、地域及び利用方法の制限なく利用することを許諾するものとする。また、市は、町内会、自治会、学校その他市が認める営利を目的としない団体に対し、営利を目的としない利用に限り、当該成果物を利用させることができるものとする。なお、事業者等は、当該利用に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、市と受託者が協議して定める。